

社会的背景

① 情報技術の急速な発展

- ・第4次産業革命、超スマート社会(Society5.0)
- ・人工知能(AI)、IoT、ビッグデータ、ICT等技术革新の一層の進展
→情報活用能力など必要とされる知識・技能の習得を通じた人材の育成が必要である。



② 超高齢社会の到来(人口減少、少子化)

- ・社会保障費の急増及び労働力の不足
→社会の形成者としての自覚をもち、自らのキャリアを力強く歩んでいく力を育むとともに、企業や学校等を退職した人材の活動の場を創設し、活力ある社会を築き上げていく必要がある。

③ グローバル化、国際化の進展

- ・人材の流動化、人材獲得競争などグローバル競争の激化が予想される。
→外国人と良好な人間関係やコミュニケーションを築くために必要な力を育成していく必要がある。

④ 就業・就労状況の変化

- ・新規就労者の3～4割が3年以内に離職
- ・女性の就業者数と就業率の増加
→自らのキャリアに見通しをもたせ、主体的に社会へ参画する意欲と態度を育成していく必要がある。

⑤ 経済と産業の変化

- ・日本の製造業における国際競争力の低下
- ・付加価値が「もの」そのものから、「サービス」「ソリューション」へと移行
→ものづくりのスキルと、新しいビジネスモデルを創造し、経済を発展させることができる力を育成する必要がある。

国の計画内容

第3期 教育振興基本計画（平成30年度～令和4年度） ～第1部 我が国における今後の教育政策の方向性 一部抜粋～

●社会の現状や2030年以降の変化等を踏まえ、取り組むべき課題

- (1) 社会状況の変化 …… 人口減少・高齢化、技術革新、グローバル化、子どもの貧困、地域間格差等
- (2) 教育をめぐる状況変化 …… 子どもや若者の学習・生活面の課題、地域や家庭の状況変化、教師の負担、高等教育の質保障等の課題
- (3) 教育をめぐる国際的な動向 …… OECD(経済協力開発機構)による教育政策レビュー等

●2030年以降の社会を展望した教育政策の重点事項

第2期計画の「自立」「協働」「創造」の方向性を継承し、以下の姿を目指す。

＜個人と社会の目指すべき姿＞

個人…自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成

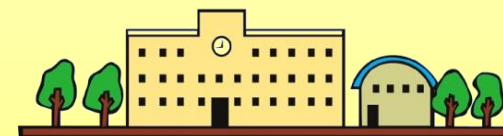
社会…一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現、社会(地域・国・世界)の持続的な成長・発展

＜教育政策の重点事項＞

- ・超スマート社会(Society5.0)の実現に向けた技術革新が進展するなか、「人生100年時代」を豊かに生きていくためには、「人づくり革命」、「生産性革命」の一環として、若年期の教育、生涯にわたる学習や能力向上が必要
- ・教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化することを今後の教育施策の中心に据えて取り組む

●今後の教育施策に関する基本的な方針

- 1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
- 3 生涯学び、活躍できる環境を整える
- 4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
- 5 教育施策推進のための基盤を整備する



学習指導要領の主な改訂内容

幼稚園は平成30年度から、小学校は令和2年度から、中学校は令和3年度から、それぞれ全面实施。

理念:「社会に開かれた教育課程」の実現

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む

- ・主体的・対話的で深い学びの実現(「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改善)
学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続ける。

- ・情報活用能力(プログラミング教育を含む)の育成

学習の基盤となる資質・能力と位置づけ、コンピュータがプログラムによって動き、社会で活用されていることを体験し、学習する。

(小学校)プログラミング教育を必修化し、プログラミング的思考を育成

(中学校)プログラミング、情報セキュリティに関する内容を充実

- ・外国語教育の充実

小学校中学年で「外国語活動」、高学年で「外国語科」を導入

「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」の力を総合的に育む。

- ・道徳の「特別の教科」化

自分ごととして「道徳的に向き合い、考え、議論する」道徳教育への転換

- ・言語能力の育成

国語を要として、すべての教科等で子供たちの言葉の力を育む。

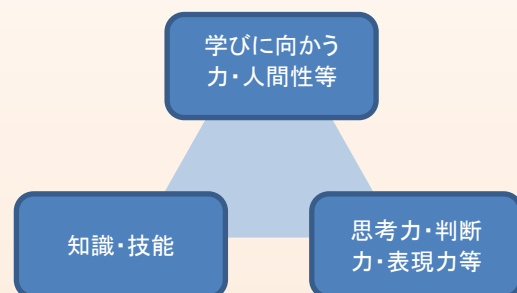
- ・特別支援教育の充実

特別支援学校、通級による指導を受ける児童生徒について、「個別的教育支援計画」及び

「個別の指導計画」の作成、活用

障害者理解教育、心のバリアフリーのための交流及び共同学習

資質・能力の三つの柱



都の計画内容

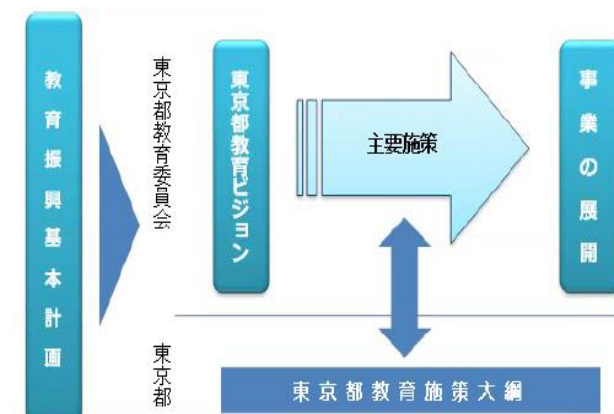
第4次 東京都教育ビジョン(令和元年度～令和5年度) ～計画概要 一部抜粋～

●東京都教育委員会の教育目標

- ・互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間
- ・社会の一員として、社会に貢献しようとする人間
- ・自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かな人間

●「知」「徳」「体」の調和を図るための12の基本的な方針

- 1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育
- 2 社会の持続的な発展を牽引する力を伸ばす教育
- 3 グローバルに活躍する人材を育成する教育
- 4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育
- 5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育
- 6 健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育
- 7 オリンピック・パラリンピックの精神を学び、育む教育
- 8 生徒の多様なニーズと時代の要請に応える「都立高校改革」
- 9 これからの教育を担う優れた教員の育成
- 10 教員の負担を軽減し、教育の質を向上させる「働き方改革」
- 11 質の高い教育を支える環境の整備
- 12 家庭・地域・社会と学校とが連携・協働する教育活動



●「東京都教育施策大綱」の概要

- I 全ての子供が学び成長し続けられる教育の実現
- II 新しい価値を創造する力を育む教育の推進
- III 世界で活躍できる人材の育成
- IV 社会的自立に必要な力を育む教育の推進
- V 悩みや課題を抱える子供に対するサポートの充実
- VI 障害のある子供たちの多様なニーズに応える教育の実現
- VII オリンピック・パラリンピック教育の推進
- VIII 子供たちの学びを支える教師力・学校力の強化

これまでの経緯

平成18年12月の教育基本法の改正により、教育振興基本計画の策定が示された。(努力義務化)

教育基本法(平成18年12月改正) (教育振興基本計画)

第17条第2項 地方公共団体は、国の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

●平成22年3月 中央区教育振興基本計画策定

・今後10年間を通じ本区がめざす教育の方向性として基本施策、当面5年間に計画的・重点的に取り組む具体的な施策として個別施策を掲げた。

※なお、10年間で取り組むべき内容や施策について、基本方針とは別の「3つの視点」(施策体系)から策定した。

3つの視点

- 第一 「生きる力」を中心とした質の高い教育の展開
- 第二 「学校力」の強化と教育環境の充実による魅力ある学校づくり
- 第三 「社会全体」で支える子どもの健全な育成

●平成27年3月 中央区教育振興基本計画の改訂

・教育各施策の進捗状況やこの間における社会情勢の変化、中央区内外の教育を取り巻く新たな状況の変化などを踏まえ、必要な見直しを行い後期計画期間における教育施策の着実な前進を図るため改訂した。
・基本施策に、新たに「オリンピック・パラリンピック教育の推進」を加えた。

教育目標と基本方針

1 教育目標

- 子どもたちが希望に満ち、自らの未来を切り拓いていけるように
 - ・思いやりの心、健康な体、強い意志をもつ人
 - ・すすんで学び、考え、行動する人
 - ・人の役に立つことを積極的に行う人の育成に向けた教育を推進します。
- 子どものころから生涯を通じて、文化やスポーツなどの活動に親しむことができるよう、関係機関等と連携して生涯学習を推進します。

2 基本方針

- 1 豊かな心、温かな人間関係を育む教育の推進
- 2 個性や能力を伸ばす教育の推進
- 3 健康な体づくりの推進
- 4 文化・スポーツなどの生涯学習活動への支援の充実

計画の概要

1 策定趣旨

中央区における教育振興に関する施策の総合的な計画として、平成22年3月に策定した「中央区教育振興基本計画」の計画期間(平成22年度～令和元年度)が満了となることから、各施策の状況や社会情勢の変化、学校教育を取り巻く状況の変化などを踏まえ、新たな計画を策定するものである。

2 計画範囲

主に「教育委員会が所掌する学校教育及び学校教育との関連において必要とされる図書館等の社会教育分野」とし、学校教育振興の総合計画とする。

なお、具体的な施策の推進にあたっては、その他の関連計画のもと、生涯学習・子育て支援等の関連部局と連携を図っていく。

3 計画期間

令和2(2020)年度から令和11(2029)年度までの10年間

なお、計画期間内においても、国や都の動向及び教育環境の変化や制度等を踏まえ、必要に応じて内容の見直しを行う。

4 計画の位置づけ

教育基本法第17条第2項に規定する「教育振興基本計画」として位置づける。

※ 計画の策定にあたっては、「中央区基本計画2018」などの関連計画のほか、国の教育振興基本計画(平成30年度～令和4年度)、東京都的教育ビジョン(令和元年度～令和5年度)などと整合を図る。

「教育目標」、「計画」、「点検・評価」の役割について

1 教育目標等

教育委員会では、次代を担う子どもたちが、心身ともに健康で、勤労と責任を重んじ、広く国際社会において信頼と尊敬を得られる人間性豊かな人として成長することを目指すとともに、区民の生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動を支援するため、「教育目標」、「基本方針」、「主要施策」を定めている。

2 中央区教育振興基本計画

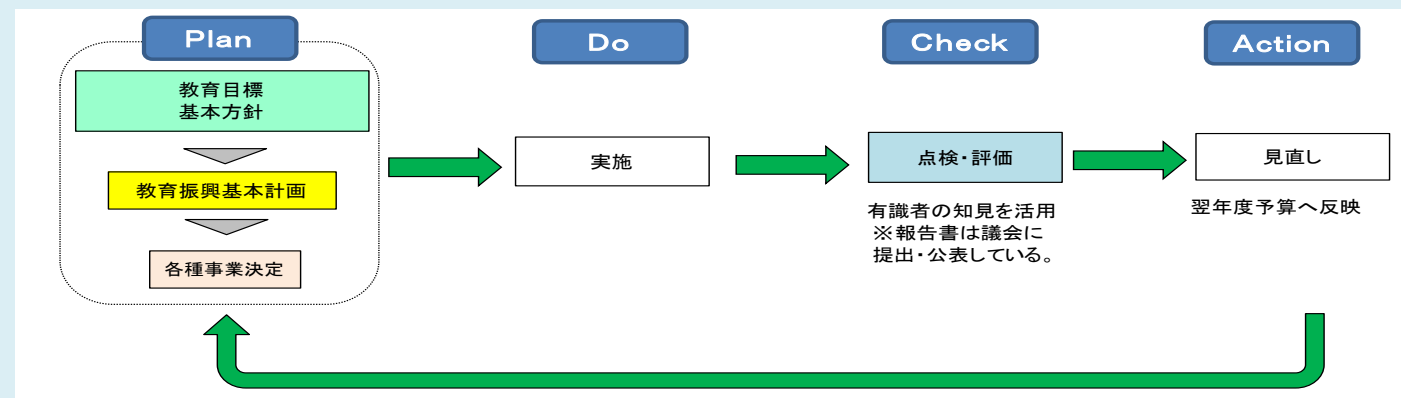
「教育目標」を実現するため、基本方針に沿って10年間という期間の中でどのような取組を行っていくかの方向性を示すもの。(各施策について、「現状と課題」、「取組の方向性」、「主な取組」を記載)

3 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価(「点検・評価」)

教育目標を実現するために行った個別事業(取組)について示し、効果的な教育行政の推進に資するために、その執行状況について、外部の有識者の意見を参考に毎年度、点検・評価を行っている。

なお、点検・評価は教育目標に基づく基本方針とその主要施策に沿って実施している。

(「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条に基づき、平成20年度(平成19年度の事業)から実施)



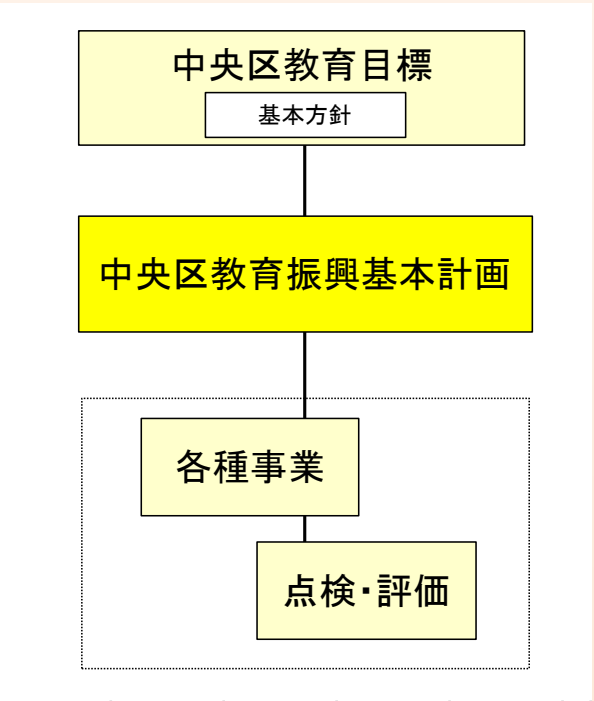
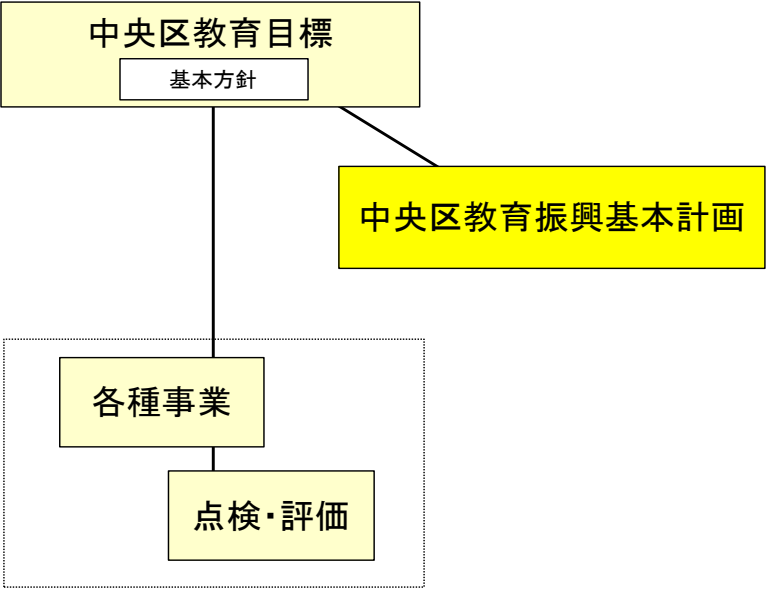
計画改定における変更点について

＜現状＞

現行の計画も、「教育目標の実現のための方向性」を示したものではあるが、10年間で取り組むべき内容や施策について、基本方針とは別の「3つの視点」(施策体系)からとらえて策定している。

＜変更点＞

現在、「教育目標」を実現するため行っている各種事業を、中央区教育振興基本計画に沿ったものとなるよう整合を図るため、計画の施策体系を基本方針に合わせて整理する。
また、個別具体的な取組(各種事業)については毎年度、新規・充実・見直し等の変更が生じるため、本計画には記載せず、10年間の取組の方向性を示すものとして策定する。



参考：施策体系の比較と改定後の案

【「教育目標」、「点検・評価」】

基本方針1 豊かな心、温かな人間関係を育む教育の推進	
主要施策(1)	人権教育の推進
主要施策(2)	道徳教育の推進
主要施策(3)	いじめや不登校等への対応
主要施策(4)	良好な教育環境の推進
基本方針2 個性や能力を伸ばす教育の推進	
主要施策(1)	「生きる力」の育成と魅力ある学校づくり
主要施策(2)	「確かな学力」の定着・向上
主要施策(3)	特別支援教育の充実
主要施策(4)	就学前教育の推進
主要施策(5)	生活指導・進路指導の充実
主要施策(6)	安全教育の推進
主要施策(7)	国際教育・理数教育の推進
主要施策(8)	情報教育・環境教育の推進
主要施策(9)	オリンピック・パラリンピック教育の推進
基本方針3 健康な体づくりの推進	
主要施策(1)	学校における健康づくりの推進
主要施策(2)	学校における体育・スポーツ活動の充実
基本方針4 文化・スポーツなどの生涯学習活動への支援の充実	
主要施策(1)	図書館サービスの推進
主要施策(2)	地域文化の保存・継承と活用
主要施策(3)	スポーツ・レクリエーション活動への支援

【中央区教育振興基本計画(現行)】

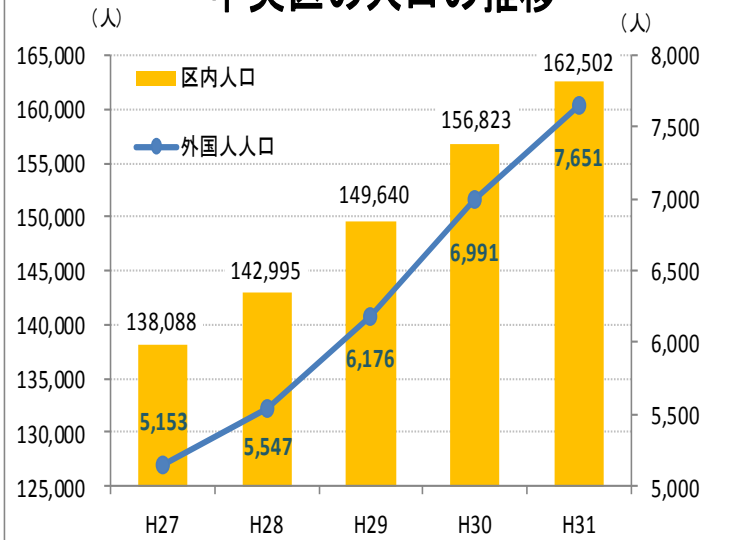
第一の視点 「生きる力」を中心とした質の高い教育の展開	
基本施策(1)	確かな学力の向上
基本施策(2)	豊かな心・社会性を育む教育の充実
基本施策(3)	健康な体をつくる教育の充実
基本施策(4)	特別支援教育の充実
基本施策(5)	就学前教育の充実と幼児期からの学びの連続性
基本施策(6)	オリンピック・パラリンピック教育の推進
第二の視点 「学校力」の強化と教育環境の充実による魅力ある学校づくり	
基本施策(1)	教員の資質と能力の向上
基本施策(2)	子どもと保護者に期待される学校づくり
基本施策(3)	信頼される学校づくり
基本施策(4)	良好な学校環境の充実
第三の視点 「社会全体」で支える子どもの健全な育成	
基本施策(1)	地域との連携による子どもの健全な育成
基本施策(2)	家庭教育力の向上
基本施策(3)	文化・スポーツなどの生涯学習活動への支援

【中央区教育振興基本計画(案)】

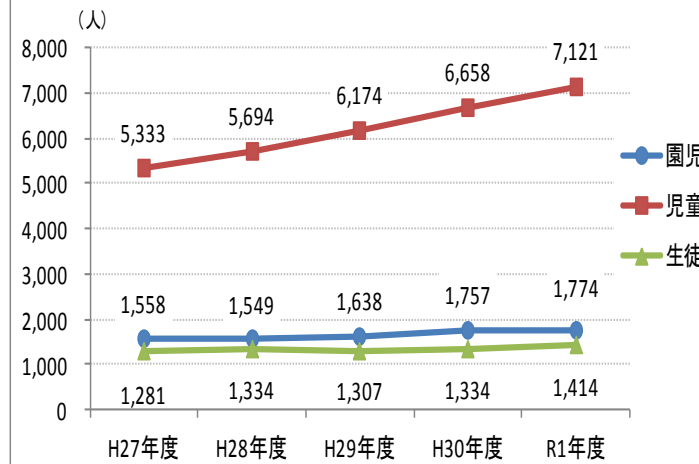
基本方針1 個性や能力を伸ばす教育の推進	
主要施策(1)	確かな学力の定着・向上
主要施策(2)	魅力ある学校づくり
主要施策(3)	教育支援の充実
基本方針2 豊かな心、温かな人間関係を育む教育の推進	
主要施策(1)	子どもの健全な育成の推進
主要施策(2)	いじめを生まない学校づくり
主要施策(3)	良好な教育環境の推進
基本方針3 健康な体づくりの推進	
主要施策(1)	学校における健康づくりの推進
主要施策(2)	学校における体育・スポーツ活動の充実
基本方針4 文化・スポーツなどの生涯学習活動への支援の充実	
主要施策(1)	図書館・郷土天文館サービスの推進
主要施策(2)	スポーツ・レクリエーション活動への支援

参考データ

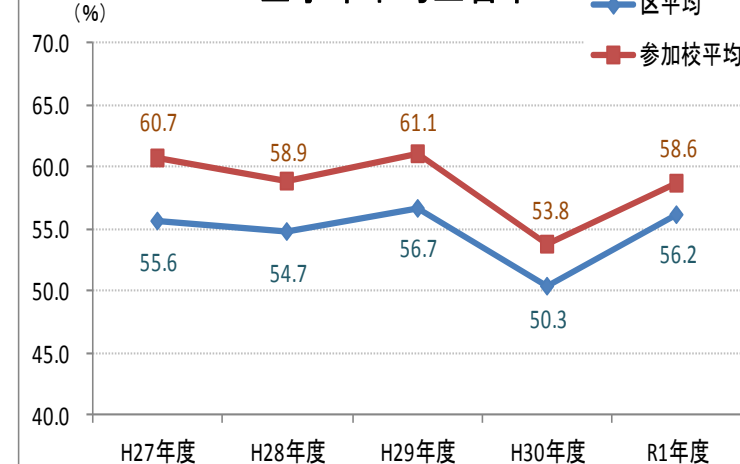
中央区の人口の推移



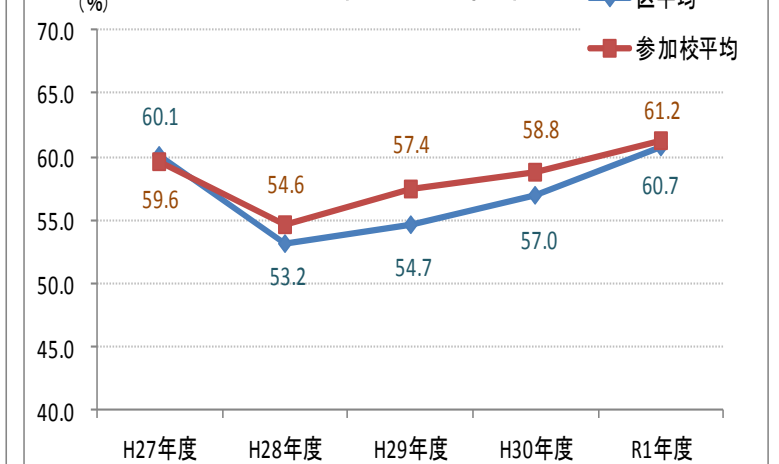
中央区立学校における 園児・児童・生徒数の推移



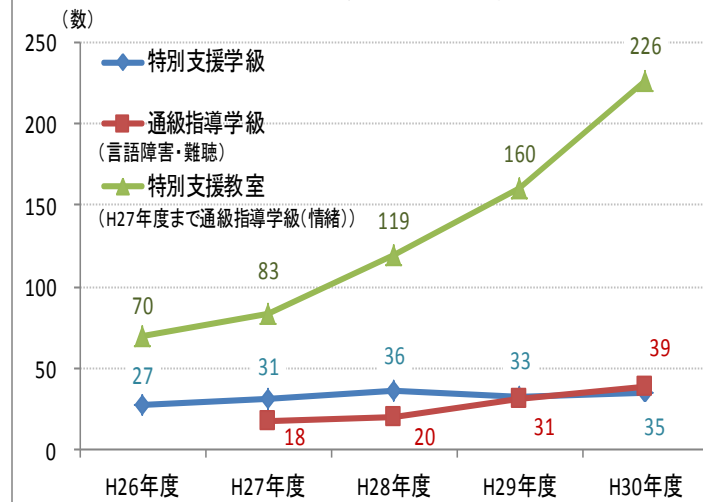
学習力サポートテスト(中学校理科) 全学年平均正答率



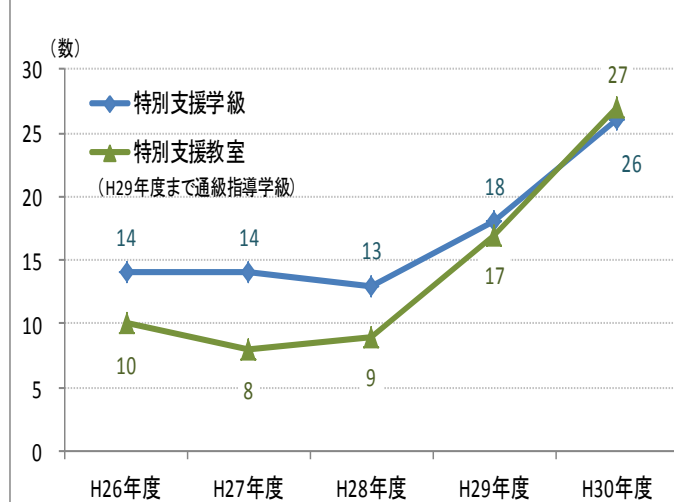
学習力サポートテスト(中学校社会) 全学年平均正答率



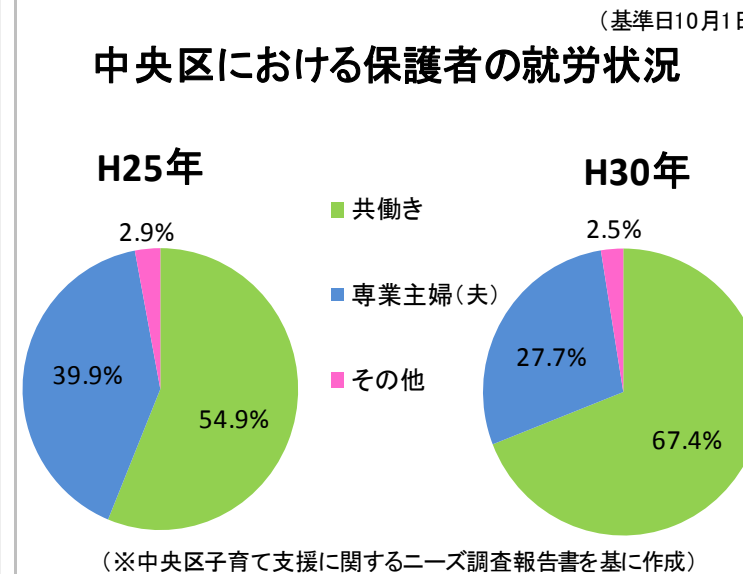
中央区の特別支援学級等の推移(小学校)



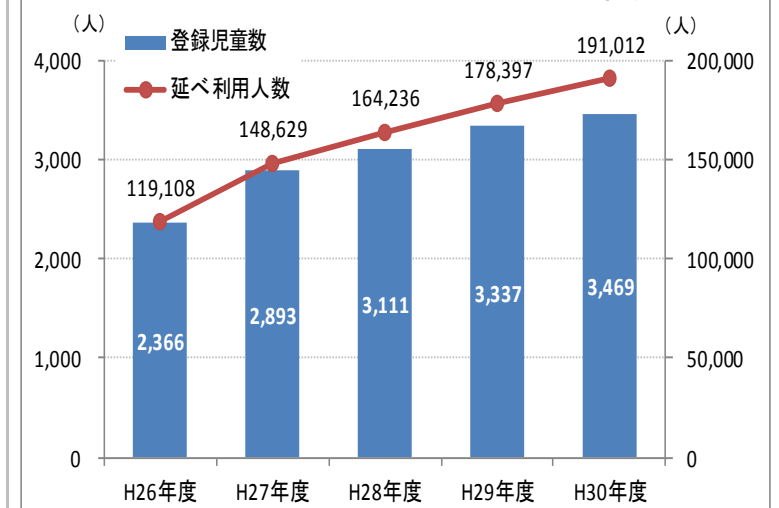
中央区の特別支援学級等の推移(中学校)



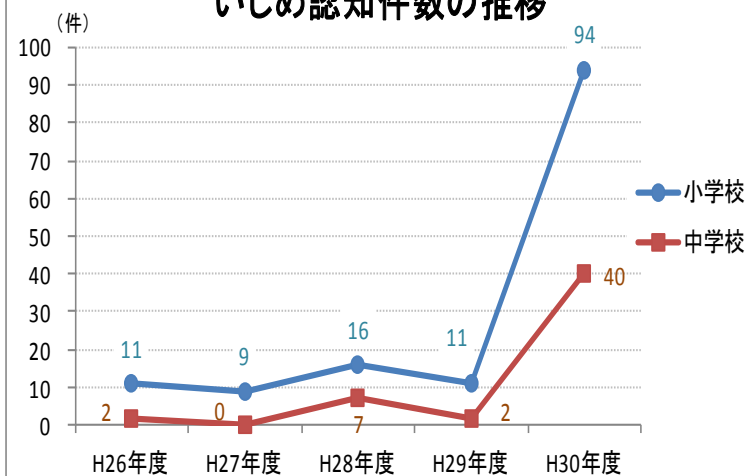
中央区における保護者の就労状況



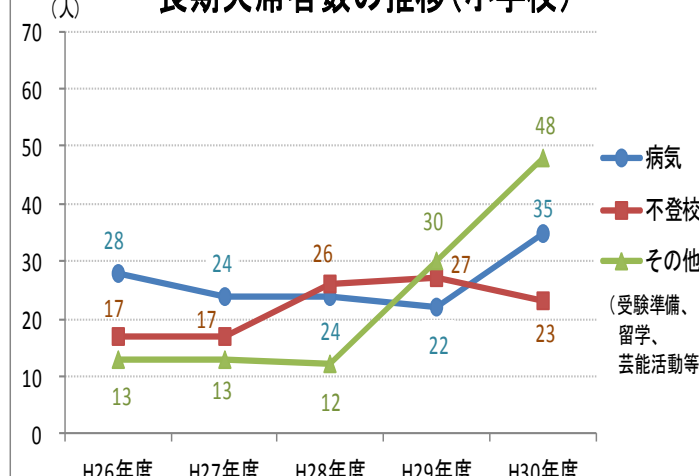
中央区のプレディ利用状況の推移



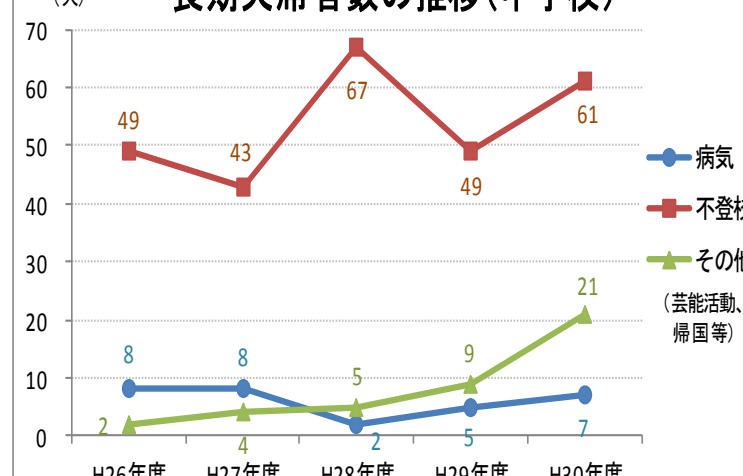
中央区立学校における いじめ認知件数の推移



中央区立学校における理由別 長期欠席者数の推移(小学校)



中央区立学校における理由別 長期欠席者数の推移(中学校)



中央区における就学相談件数の推移

